

一般財団法人八王子市まちづくり公社解除条件付一般競争入札実施要綱

平成29年6月9日 理事長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人八王子市まちづくり公社契約事務規定第2条に規定する一般競争入札のうち、契約の性質又は目的により、当該競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると理事長が認めるときに、当該競争入札に参加する資格を別に定めて行う入札（以下「解除条件付一般競争入札」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 解除条件付一般競争入札対象の工事は、次のとおりとする。

工事の種類	業種	予定価格
土木工事	道路舗装工事	1件2,000万円以上
	橋りょう工事	
	河川工事	
	水道施設工事	
	下水道施設工事	
	一般土木工事	
建築工事	建築工事	1件2,500万円以上
設備工事	電気工事	1件2,000万円以上
	給排水衛生工事	
	空調工事	
造園工事	造園工事	

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の性質又は目的が解除条件付一般競争入札に適さない場合については、指名競争入札によることができる。
- 3 第1項の表に該当しない工事であっても、工事の性質又は目的から理事長が適当と認めたものについては、解除条件付一般競争入札の対象とすることができる。

(公告)

第3条 解除条件付一般競争入札に付す工事は、その内容を一般財団法人八王子市まちづくり公社（以下「公社」という。）のホームページに掲載するものとする。

(参加資格)

第4条 解除条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 八王子市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、対象工事と同業種に登録を行っている者
- (2) 対象工事の業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (3) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領（平成7年9月1日施行。以下「指

名停止措置要領」という。)による指名停止を入札参加申請期限日又は開札日に受けていない者

(4) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱(平成23年4月1日施行。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)に基づく入札参加排除措置を入札参加申請期限日又は開札日に受けていない者

(5) 対象工事の業種に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その有効期限が切れていない者

(6) 既発注工事において不誠実な行為のない者

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が対象工事ごとに特に必要と定める要件を満たしている者

2 前項第7号に定める参加資格要件の設定については、別に理事長が定める。

(参加資格の喪失)

第5条 公社は、入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、解除条件付一般競争入札に参加させてはならない。

(1) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当するに至ったとき。

(2) 指名停止措置要領による指名停止を受けるに至ったとき。

(3) 暴力団等排除措置要綱による入札参加排除措置を受けるに至ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に基づく公告において求めた参加資格要件を満たさなくなったとき。

(参加資格のない者が行った入札)

第6条 入札参加資格のない者が行った入札書は、無効とする。

(設計図書の貸与等)

第7条 公社は、入札参加者に対し、設計図書等を貸与する。

2 入札参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、質問をすることができる。

(入札の実施及び公表等)

第8条 解除条件付一般競争入札は、会場入札により執行する。

2 入札参加者及び入札参加者数の事前公表は行わない。

3 入札参加者が二者未満となった場合は、入札を中止することができる。

4 入札経過調書は、公社の本社事務所で閲覧に供する。

(参加資格要件の審査)

第9条 公社は、解除条件付一般競争入札の開札後に、当該入札の落札予定者となった者から次の書類の提出を求め、第4条第1項各号の参加資格要件について審査する。

(1) 解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

(3) 建設業の許可通知書の写し

(4) 配置予定技術者名簿

(5) その他理事長が特に必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条に基づく公告において特定建設工事共同企業体による参加を資格要件として求めた場合には、同公告で定めた時期までに、建設工事共同請負入札参加資格審査申請書、建設共同企業体協定書(甲)及び委任状(共同企業体代表者への委任状)を提出しなければならない。

3 公社は、前2項の審査により、参加資格を満たしていないと認めた落札予定者から、その理由について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(落札者の決定)

第10条 落札予定者は、前条に定める参加資格要件の審査に合格した場合に、落札者となる。

(入札の無効)

第11条 当該入札において談合に関する情報があり、一般財団法人八王子市まちづくり公社公正入札調査委員会が不適正な入札であると判断した場合には、落札予定者は契約締結する権利を解除される。

2 前項の場合には、当該入札自体を無効とする。

(委任)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月9日から施行する。